

記者発表（資料配布）				
月/日（曜日）	担当部課 担当名	電 話	発 表 者 名 （担当名）	配布先
令和7年 5/28（水）	東播磨県民局 加古川土木事務所 （道路第1課）	079-421-9202 （直通）	加古川土木事務所長 吉村 達郎 （道路第1課長 矢幡 圭司）	

## 県道明石高砂線 相生橋西詰交差点改良工事に伴う通行規制解除について

相生橋は、一級河川加古川を渡河し、東行き西行きで南北に2本の橋梁を有しています。高砂市側の西詰交差点では慢性的な交通渋滞が発生し、また高校生等の自転車交通量に対し相生橋の歩道幅が狭いため、自動車と自転車が錯綜するなど、交通安全上も課題となっていました。

このため、平成22年度から交通安全施設事業に着手し、令和5年11月より北側橋梁を通行止めにし、大規模な拡幅工事を行っておりましたが、この度、工事が完成したため、下記のとおり、拡幅した北側の相生橋へ自動車交通を切り替えると同時に工事に伴う大型車（車幅2.2m超）通行止めを解除しますので、お知らせします。なお、歩行者・自転車は南側の相生橋を通行してください。

本事業により、西詰交差点に右折レーン等が設置されるため、渋滞の緩和が期待されるとともに、自転車・歩行者の安全な通行空間が確保されることで高校生等みなさまの安全安心につながります。

### 記

- 1 通行止めを解除する区間：加古川市尾上町養田 ～ 高砂市高砂町藍屋町
- 2 解 除 日 時：令和7年6月1日（日）午前5時00分  
・雨天時等により、解除日時が変更になる場合があります。
- 3 解 除 延 長：約450m
- 4 解除後の交通形態 北側相生橋：車両（二輪車含む）  
南側相生橋：歩行者および自転車
- 5 事業概要
  - (1) 事業名：一般県道明石高砂線 交通安全施設事業
  - (2) 事業費：55億円
  - (3) 事業期間：平成22年度から令和7年度（予定）

